

* 足寄町結婚新生活支援事業補助金 *

足寄町では、少子化対策の推進を目的として、新婚世帯の新生活に係る住居費用・リフォーム費用および引越費用の一部を経済的に支援する「結婚新生活支援事業」を実施します。

● 対象となる世帯

アまたはイに該当し、(1)～(6)の条件をすべて満たす世帯

- ア 令和8年1月1日～令和9年3月31日までに婚姻届を提出した世帯で、
婚姻届出時点で夫婦ともに年齢が39歳以下であり、夫婦の合計年間所得が500万円未満※
※申請時、貸与型奨学金を返済している場合は年間返済額を所得から控除
- イ 令和7年度に本補助金の交付決定を受け、交付額が補助上限額に達しなかった世帯

条件…夫婦ともに (1)夫婦の双方又は一方が足寄町内にある対象住居に住民票の住所を設定している
(2)他の公的制度による家賃補助を受けていない
(3)過去に本補助金の交付を受けたことがない ※イの世帯を除く
(4)町税等の滞納がない
(5)足寄町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でない
(6)町が指定した講座等を受講(上記イの世帯を除く)

● 対象経費 【 補助上限額 … 夫婦の年齢がともに29歳以下：60万円、 上記以外の夫婦の年齢がともに39歳以下：30万円 】

(上記イに該当する世帯は、令和7年度の補助上限額から令和7年度交付額を差し引いた額)

令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間中の(結婚に伴う)住居費用、リフォーム費用及び引越費用

- ・住宅取得費用(建物のみ)
- ・住宅賃貸費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- ・住宅リフォーム費用(修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用)
- ・引越費用(引越業者又は運送業者へ支払った費用)

● 申請受付期間

令和9年3月12日まで ※予算額に達した時点で受付終了

● 申請書類

- 補助金交付申請書(様式第1号)
- 同意書(様式第2号)
- 誓約書(様式第3号)
- 婚姻日が分かる書類(戸籍謄本又は婚姻証明書等)
- 夫婦それぞれの所得証明書
- 住宅の(売買・請負・賃貸)契約書、引越費用の領収書等
- 住宅手当支給証明書(様式第4号)
- その他関係書類(事前にお問い合わせください)



※虚偽の申請や要綱に違反する行為があった場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の返還を求めます。

申請・お問い合わせ先

足寄町役場 まちづくり推進課地域振興室

☎ 0156-28-3851 (直通)

E-mail sousei@town.ashoro.hokkaido.jp